

～テレワークに関するトピック～

近年、働き方改革という流れからだけでなく新型コロナウイルスの影響もあり「テレワーク」という言葉を耳にする機会が増えてきています。テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

また、総務省によるとテレワークは、ワークライフバランスの実現、人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化などへも寄与する、働き方改革実現の切り札となる働き方でもあるということです。

そこで本ファームニュースでは、テレワークそのものに関する言及は割愛させていただきますが、テレワークに関する疑問や税務の情報などの一部を簡単にご紹介します。

1. 「働き方改革推進支援助成金」について

(1) 概要

厚生労働省は、テレワークに取り組む中小企業事業主を支援するため、「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）」という助成金制度を設けています。

これは、時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

(2) 制度の内容

この制度では、テレワークの導入・実施に関して、テレワーク用通信機器（※1）の導入・運用等の取組を実施した中小企業事業主が、その取組の実施に要した費用のうち、所定の要件を満たすものについて、1企業あたり最大で300万円の助成を受けることができます（※2）。

支給対象となる事業主は、①テレワークを新規で導入する中小企業主、又は②テレワークを継続して活用する中小事業主となっています。（ここで言う中小事業主は次頁の表1をご覧ください。）

※1 社内のパソコンを遠隔操作するための機器・ソフトウェアの購入、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、サテライトオフィス等の利用料などが対象とされていますが、汎用性の高いパソコン本体やタブレット等の購入費用は対象外となっています。

※2 助成率や助成額は、所定の成果目標の達成状況に応じて異なります。



**Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.60 Sep'20**

表1 支給対象となる事業主

A または B の要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A.資本又は出資額	B.常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

厚生労働省「『働き方改革推進支援助成金』のご案内」リーフレットより

(注) 本ファームニュース発行時点では、通常の「働き方改革推進支援助成金」の募集は締め切られていますが、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けています。

2. テレワークと通勤交通費について

(1) 懸念点及び疑問点

2020年現在、新型コロナウイルスの影響もあり、多くの企業でテレワークが定着しつつあります。通常、所得税において非課税となる通勤費ですが(※1)、テレワークの実施により、今般の状況下で会社に“通勤”しなくなった場合でもこれまで通り非課税として問題ないのでしょうか。

電車等を利用して会社(勤務地)に通勤することを前提に非課税とされているところ、テレワークの実施により、会社に通勤しないことが基本となってしまうので課税されてしまうのではないかとの疑問が生じます。

※1 1か月あたり15万円が限度(所得税法9条1項五号、所得税法施行令20条の2)

(2) 非課税となる場合

一時的なテレワークの実施により、従業員らが会社に出勤しない場合でも、①従業員らの本来の勤務地は会社であること、②テレワークの実施期間中に従業員らが必ずしも通勤しないとは限らないことから、非課税と処理して問題ありません。

通勤手当の非課税判定においては、通勤手当を支給した従業員らが、結果的に、通勤した or 通勤しなかった(定期券を使用 or 未使用)という「実績」は関係ありません。通勤のための運賃等に照らして、「最も経済的かつ合理的な経路等で通勤した場合の金額」であるか否かがポイントの1つとなります。仮にテレワークの実施期間が長期化したとしても、従業員らの出社の可能性を踏まえた上で、一定の合理性をもって支給する通勤手当であれば、基本的に非課税と取り扱って問題無いわけです。

(3) 給与等になる場合

最近一般企業、特に IT 企業などが導入を進める「原則の勤務形態がテレワーク」という場合は、勤務地が会社ではなく自宅となり、通勤自体が不要となるため、非課税となる通勤手当としては不相当と判断されるかもしれません。

もともと、原則の通勤形態をテレワークに変更した場合には、通勤手当の支給自体を廃止することが一般的と考えられるため、会社としても従業員らの出社の都度、交通費として精算することが多くなるでしょう。

また、勤務地の変更に伴い従業員らに対して、テレワークの実施期間中に係る定期券の払い戻しを促し、その払戻額を「テレワーク手当」等に代替する場合は、当然通勤手当としての支給ではなく、あくまで給与等を構成する手当の一つとなるため、所得税の課税対象となります。

3. テレワークとオンライン飲み会について (酒税法改正)

(1) 概要

在宅勤務やリモートワークが推奨された現在、オンライン会議やオンライン研修などはもちろん、歓送迎会や親睦会もオンラインで行う、いわゆる「オンライン飲み会」を実施する企業や人が増えてきています。

飲み会となると当然お酒を飲む機会が増えるわけですが、2018年に施行された酒税法改正により、この2020年10月から段階的に酒税が変わります。

簡単に言いますと、ビールや日本酒にかかる税金が安くなり、発泡酒や新ジャンル及びワインにかかる税金が高くなります。

(2) 税率の改正

では具体的に、どれくらい税金がかかっているのでしょうか。ここでは、ビールを具体例としてみていきます。ビール系飲料には「ビール」「発泡酒」「新ジャンル(第3のビール。以下本稿では、新ジャンル)」の3種類があり、それぞれ税率が異なります(発泡酒については、麦芽比率によって税率がさらに2つに分かれます)。2020年8月の記事執筆時点で、350ml 缶には酒類ごとに下記の税金がかかっています。

- ・ビール……………77円
- ・発泡酒(25% ≤ 麦芽比率 ≤ 50%) …… 62.34円
- ・発泡酒(麦芽比率 < 25%) …………… 46.99円
- ・新ジャンル……………28円

これが、2020年以降に段階的に税率が一本化していきます。
まとめますと次頁の表2ようになります。

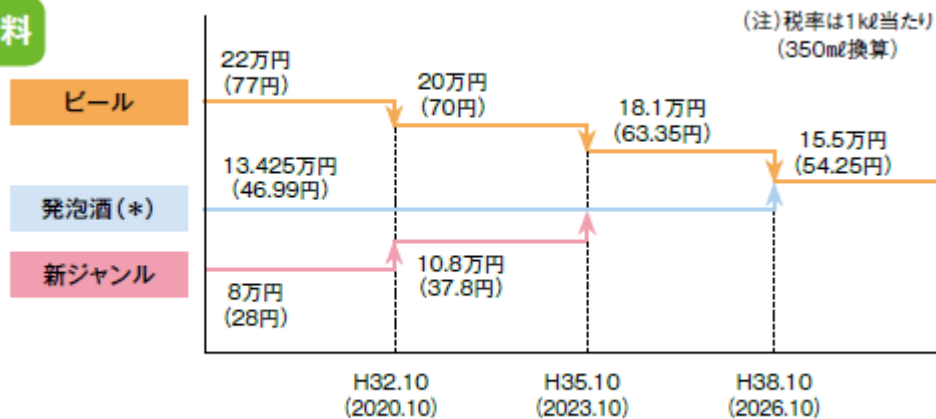
Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.60 Sep'20

表2 ビール系飲料の税率

	2020年8月時点	2020年10月	2023年10月	2026年10月
ビール	77円	70円	63.35円	54.25円
発泡酒	(25% ≤ 麦芽比率 ≤ 50%)	62.34円	58.49円	54.25円
	(麦芽比率 < 25%)	46.99円	46.99円	54.25円
新ジャンル	28円	37.80円	46.99円	54.25円

表3 税率構造の見直し

ビール系飲料



(*) 麦芽比率25%未満の発泡酒に係る税率

財務省ホームページ「平成29年度税制改正」より

このように酒税が変わっていくことで、小売価格にも影響をおよぼすことが予想されます。ビールは値下がりしていくでしょうが、その一方で、税金が安いことでお財布にやさしかった「発泡酒」や「新ジャンル」などは2026年10月までに値上げとなる可能性があり、家計にも影響がありそうです。



以上、テレワークに関する3つの項目をご紹介しました。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@eps.co.jp <https://www.eps.co.jp>